

平成 29 年 7 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

ソフトバンク・テクノロジー株式会社

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取
扱い（案）」に関するコメント

平成 29 年 5 月 10 日に公表されました標記公開草案について、下記のとおりコメントを提出させていただきます。

記

【質問 1】（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）

<回答>

本提案に同意しません。

<理由>

ストック・オプション会計基準（以下、同基準）第 2 項(2)にて、ストック・オプションとは、自社株式オプションのうち、企業がその従業員等に、「報酬」として付与するものをいう、とされています。また、この「報酬」とは、「企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものをいう。」と同基準第 2 項(4)にて定義されています。

権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、一般的に現金を対価として受け取り、新株予約権を付与していると理解しているものであり、労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付する意図はないと考えられるため、権利確定条件付き有償新株予約権は、同基準第 2 項(4)に定める報酬の定義に該当せず、その結果、同基準の適用対象ではないものと考えます。なお、従業員側も、相応の確度で投資元本が大きく毀損するリスクを負っている以上、報酬として付与されているという認識はなく、単にリスクを伴う投資機会が提供されたに過ぎないと判断しているものと思われます。

加えて、法律家の間でも、権利確定条件付き有償新株予約権は、会社法上の「報酬」には当たらないとする解釈が支配的であり、仮に本公開草案がそのまま実務対応報告として採用されるならば、会社法上の扱いとの間に差が生じる結果、実務に混乱をきたすことが懸念されるところです。

【質問 2】（会計処理に関する質問）

<回答>

本提案に同意しません。

<理由>

回答 1 に記載しましたとおり、権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準の適用対象ではないものと考えているためであります。

【質問 3】（注記に関する質問）

<回答>

本提案に同意しません。

<理由>

回答 1 に記載しましたとおり、権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準の適用対象ではないものと考えているためであります。

【質問 4】（適用時期及び経過措置に関する質問）

<回答>

本提案に同意しません。

<理由>

回答 1 に記載しましたとおり、権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準の適用対象ではないものと考えているためであります。

【質問 5】（その他）意見があれば記載

<意見①>

企業会計基準委員会におかれましては、中期運営方針に示されている通り、日本基準を国際的に整合性あるものとするための取組みとして、IASB との間でコンバージェンス・プロジェクトを推進されてきたものと認識しております。今回の公開草案では、業績条件はあるが勤務条件が付されていない有償新株予約権も「報酬」としてとらえて、ストック・オプション会計基準の適用対象とされております。一方、IFRS では業績条件の要件として、明示的または黙示的な勤務条件を要求しているため、勤務条件がないストック・オプションについては、業績達成確度を評価に織り込むことで、事実上費用計上がありません。この結果、日本基準と IFRS との間で差異が生じてしまい、上述のコンバージェンスの流れから外れてしまうのではないかと懸念しております。

<意見②>

本公開草案第 4 項にて「ただし、権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当しない」とされておりますが、この規定は具体的にどのような場合を想定しているのか不明なため、例示が必要だと考えます。

<意見③>

権利確定条件として、業績条件が付されている場合は、当該業績条件を達成すると費用が発生して、その結果として業績条件未達成となってしまう場合には、どのような会計処理を行うべきなのか、示して頂きたいと考えます。

<意見④>

権利確定条件として、勤務条件が付されていない場合は、付与した権利確定条件付き有償新株予約権についての費用を、退職日以降も、失効の見積数の変動に応じて追加計上すべきとのことだと思慮しますが、これでは対象勤務期間と費用計上期間の間に不一致が生じます。また、そもそも退職日以降も「報酬」を認識するということには大きな違和感を覚えます。従って、勤務条件が付されている有償新株予約権はまだしも、勤務条件が付されていない場合にまでも「報酬」だとするのは、一般には理解しづらいのではないかと考えます。

以上